

NPO 法人川崎ウィングス・フットボールクラブ 内規

(名称・所在)

第1条

定款に従う

(目的)

第2条

定款に従う

(事業)

第3条

定款に従う

(クラブ)

第4条

1. クラブは、定款に従いクラブの目的に賛同し、所定の手続により加入を認められたクラブ員および団体により構成される。法における「正会員」とは本条項の「クラブ員」をさす。但し、18歳未満のクラブ員の場合、その保護者のどちらかが正会員となる。
2. クラブ員とは、次の各号のいずれかに該当する者である。
 - (1) 満5歳以上で、クラブの指導のもとにサッカーその他のスポーツを行う者(以下「選手」という。)で、第4条に定めるチームに所属し所定の部費を納入した上で活動に参加している者。ただし、各年度の定期総会時に満18歳未満の者(以下「18歳未満の者」という。)は、その保護者が正会員となる。
 - (2) 事務局に所属する者。
 - (3) 指導部会に所属する者。
 - (4) その他理事会が必要と認め、総会で承認された者。
3. クラブ員は、クラブの目的に沿って行動しなければならない。クラブの名誉及び信用を損なうことは慎まねばならない。
4. 団体とは総会で承認されクラブの目的に従いサッカーおよびクラブに対する支援活動を行う組織を指す。
5. 法で規定される「社員」は当内規上では「クラブ員」の呼称で記述するものとする。

(組織)

第5条

クラブには、次の組織を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 事務局
4. 指導部会
5. チーム
 - (1) 一般男子チーム (1種)
 - (2) ユース男子チーム (2種)
 - (3) ジュニアユース男子チーム (3種)
 - (4) ジュニア男子チーム (4種)
 - (5) 一般女子チーム (女子)
 - (6) ジュニア女子チーム (4種)

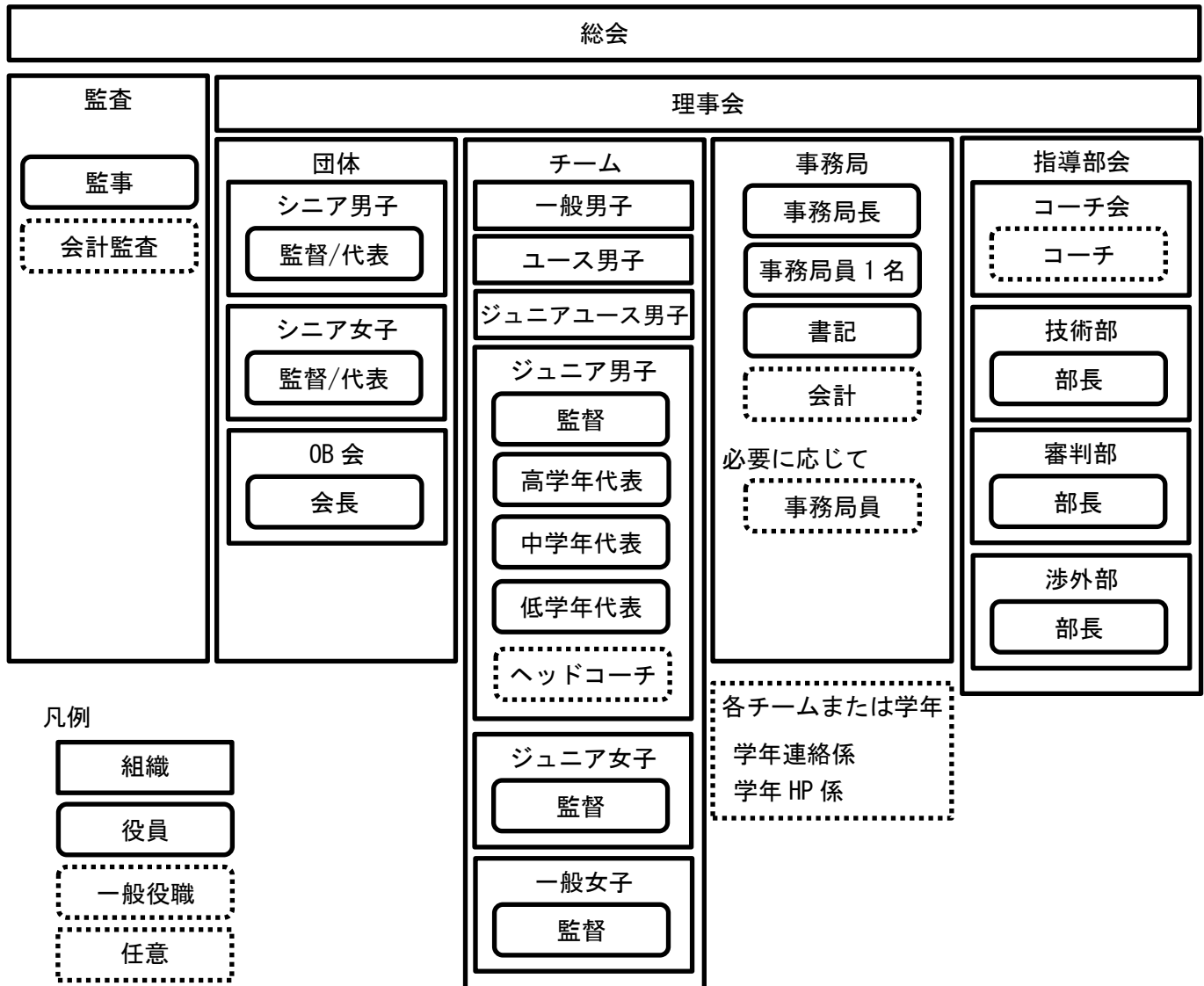
6. 団体

- (1) シニア男子チーム (1 種)
- (2) シニア女子チーム (女子：川崎マドレス)
- (3) OB 会

7. 監査

- (1) 監事
- (2) 会計監査

NPO 法人川崎ウィングス・フットボールクラブ組織図



(役員)

第6条

(種別および定数)

定款に従う

(選任等)

定款に従う。ただし理事は以下のメンバーより構成される。

- (1) チーム監督
- (2) 団体代表者

- (3) 事務局長
- (4) 書記。複数名いる場合はそのうち1名
- (5) 事務局長および書記以外の事務局員のうち1名
- (6) 指導部会技術部長
- (7) 指導部会審判部長
- (8) 指導部会渉外部長
- (9) コーチ会より選出されたジュニア男子チームに所属する低学年、中学年、高学年を代表する者

(総会)

第7条

定款に従う

(理事会)

第8条

定款に従う

(指導部会)

第9条

1. 指導部会はコーチ全員により構成されるコーチ会と技術部、審判部及び渉外部をおく。各部長は、指導部員の互選とし、総会の承認を受ける。各部長の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。各部の業務については細則に定める。
2. 指導部会技術部長は、指導部会を招集することができる。指導部会技術部長は指導部会の議長を務める。
3. 指導部会は、クラブ員の個性、能力および年代に適したサッカーの指導を行うために、クラブの各チームの指導方針を策定し、コーチの研修を計画し、審判の育成計画をたてる。
4. 指導部会は、コーチ本人の希望を考慮して、各チームの担当コーチを決定する。
5. 指導部会は、コーチの指導力を向上するために、経験交流等を行う。

(コーチ)

第10条

1. コーチは、クラブの各チームにおいて指導することを希望する18歳以上の者で、指導部会が認めた者をいう。
2. コーチは、普段より研鑽に励み、また可能な限りクラブ内外の研修に参加し、そのコーチング能力を向上するよう努めなければならないとともに、審判資格及び指導者資格を取得するよう努めなければならない。
3. 各チームの指導は、コーチ以外の者が行ってはならない。

(事務局)

第11条

1. 練習場所の確保、クラブの会計、入退部の承認等クラブの運営に必要な業務並びに理事会の委託を受けた業務を執行するため、事務局を置く。事務局員と指導部員との兼務を認める。
2. 事務局は、次の事務局員により構成される。
 - (1) 事務局長：1名
 - (2) 書記：若干名
 - (3) 会計：若干名
 - (4) その他、事務局長が必要と認めた者：複数名おくことができる

3. 事務局長の就任（再任含む）は、総会の承認を受ける。事務局長は、前項に規定する事務局員を任じることができる
4. 事務局員（事務局長含む）の任期は1年とし、就任した事業年度末後に行われる定時総会終結の時までとする。ただし再選は妨げない。
5. 事務局の運営及び各役員の活動分担は、細則に定める。
6. 事務局の運営にかかる諸経費（本条第1項に定められた業務の他、付帯する業務として会議の招集および実施、各種連絡、手続き等にかかる通信費・交通費等の諸経費も含む）は、総会で承認された予算内において事務局長の権限で執行される。別途定められた費用執行規定等がある場合は、当該規定等に則り執行されるものとする。

（チーム）

第12条

1. チームは日本サッカー協会のカテゴリに準じた性別・年齢別の構成をとり、各種競技会・大会への参加単位となる
2. 各チームにはコーチ会より選出された監督を置く
3. 監督はチーム所属のコーチのなかから担当コーチを指名することができる
4. 監督の任期は1年とする。ただし再選を妨げない
5. 一般男子チーム（1種）
 - (1) 一般男子チーム（1種）は18歳以上の成人男子を対象とする。
6. ユース男子チーム（2種）
 - (1) ユース男子チーム（2種）は15歳以上、18歳までの高校生男子を対象とする。
7. ジュニアユース男子チーム（3種）
 - (1) ジュニアユース男子チーム（3種）は12歳以上、15歳までの中学生男子を対象とする。
8. ジュニア男子チーム（4種）
 - (1) 満5歳から小学校6年までの男子並びに男子の中で活動を希望する女子を対象とする。
 - (2) ジュニア男子チームには、ジュニアチーム所属コーチの互選により選出された監督を置き、原則として各年齢別にチームを区分する。区分については細則または年齢別トレーニングレベルの目安による。
 - (3) 監督は、ジュニア男子チーム所属コーチのなかから、ジュニア男子チーム内の各チームのヘッドコーチ及び各チーム担当コーチを指名する。
9. 一般女子チーム（女子）
 - (1) 一般女子チーム（女子）は日本サッカー協会の登録区分にかかわらず10歳以上の女性を対象とする。なお、小学生で一般女子チームに所属するものは保護者の承認を得た上で活動に参加するものとする。
 - (2) 一般女子チームの大会登録費、個人登録費等については、クラブの予算・会計とは別に収支管理されるものとする。
10. ジュニア女子チーム（4種）
 - (1) ジュニア女子チーム（4種）は日本サッカー協会の登録区分にかかわらず満5歳から満15歳までの女子で構成される。なお、10歳以上であり一般女子チームで活動を希望するものは保護者の承認を得た上で活動に参加することができる。

（団体）

第13条

1. 団体はクラブに所属しながら独自の運営を許されたチームおよび支援組織をさす
2. 団体の予算は、クラブの予算・会計とは別に収支管理されるものとする
3. 団体の総会における議決権は1団体につき1票とする
4. 団体は構成員名簿と規約をクラブに提出しなければならない
5. シニア男子チーム（1種）
 - (1) シニア男子チーム（1種）は、クラブ員のうち所属を希望する者、並びにシニアチームに所属を希望する者でシニアチーム監督が認めた者により構成される。
 - (2) チームの運営は団体規約により定めるものとする
6. シニア女子チーム（川崎マドレス：女子）
 - (1) シニア女子チーム（女子）は、クラブ員のうち所属を希望する女性、並びにシニア女子チームに所属を希望する女性でシニア女子チーム監督が認めた者により構成される
 - (2) チームの運営は団体規約により定めるものとする
7. OB会
 - (1) 各チームを卒業した選手および指導部会員より構成され、周年行事や蹴り納め、蹴り始め等の現役選手と卒業生を含めたチームイベントを主管する。
 - (2) OB会の運営は団体規約により定めるものとする

（会計監査）

第14条

1. 会計監査は、クラブ員から選出する。ただし事務局長および事務局員は、会計監査を兼務することはできない。
2. 会計監査の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
3. 団体の会計については会計監査対象としない。

（入部手続）

第15条

定款に従う。

ただし、選手となることを希望する者が18歳未満の場合については、その保護者が入部申込書および入部誓約書に必要事項を記入し、記名、押印してそれらを事務局に提出することにより理事長の承認を得たものとみなす。また、選手となることを希望する者の入部申込書及び入部誓約書が事務局に受理され、かつ会費が納入された時点で、その者は、選手となる。

（クラブ費）

第16条

定款に従う。但し年会費の明細は以下の通りとし、細則として以下を定める

- (1) 各チームに所属する選手は、小学生以上月3,000円ただし、家族に2名以上の選手がいる場合には、その保護者は2名分の部費を納入すればよい。幼児については無料とする。
- (2) 前項に関わらず、中学卒業後かつ一般女子チームに所属する選手については、部費を納める必要はない。
- (3) 部費の徴収方法は、事務局において、これを定める。一旦納入した部費は、払い戻さない。ただし、やむを得ない理由があると事務局が認めたときにはこの限りではない。

（スポーツ保険）

第17条

1. 選手および指導部員は、スポーツ傷害保険等、理事会が必要と認める保険に加入しなければならない。

(休部)

第18条

1. 選手が怪我などのやむを得ない理由で1ヵ月以上にわたり、クラブの活動に参加できないときには、所定の休部届を事務局に提出することにより休部することができる。この場合、クラブ費を納入していない場合には、1ヵ月につき100円を納入しなければならない。

(退部)

第19条

1. 退部を希望する選手は、本人または18歳未満の選手にあってはその保護者が、所定の退部届を事務局に提出することにより退部することができる。
2. 学校（小学校、中学校、高等学校）を卒業する際は退部したものとみなす。ただし下位カテゴリの選手が引き続き上位カテゴリに所属する以下のような場合はこの限りではない。
 - (1) ジュニア女子チームに所属する選手が引き続き一般女子チームに所属する場合
 - (2) ジュニア男子チームに所属する選手が引き続きジュニアユース男子チームに所属する場合
 - (3) ジュニアユース男子チームに所属する選手が引き続きユース男子チームに所属する場合
 - (4) ユース男子チームに所属する選手が引き続き一般男子チームに所属する場合
3. 退部を希望するコーチは、所属するチームの監督にその旨を伝え、その了承によって、退部することができる。
4. シニアチームに所属する者で、退部を希望する者は、その旨をシニアチーム監督に届け出ることにより退部することができる。
5. 事務局員で退部を希望する者は、その旨を事務局長に届け出ることにより退部することができる。ただし、事務局員のうち役員である者は、特別の事情があると認めない限り、その任期中退部することはできない。事務局役員が退部した場合、事務局長は臨時の事務局役員を任ずることができる。当該臨時役員の任期は、就任した事業年度末後に行われる定時総会終結の時までとし、臨時の役員としての再任は認められない。

(除名・除籍)

第20条

1. 理事会での決議および総会で総クラブ員の3分の2以上の賛成での決議をもって、以下の事由に該当するクラブ員を除名することができる。
 - (1) クラブ員またはその家族がクラブの目的に著しく反する言動を行った場合
 - (2) クラブ員またはその家族が他のクラブ員または対外的に、他者の尊厳を傷つけ心身に不快を与える言動を繰り返し行った場合
 - (3) クラブ員またはその家族がセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、世間通念上、問題のある行為を繰り返し行った場合
 - (4) 上記に該当しないが、クラブ員から申請があり、1または複数の理事が除名相当の事由と認めた場合
2. 前項の事由に該当すると2名以上の理事が認める場合、理事長は当該クラブ員および家族の活動を停止することができる。活動の停止が解除されるのは、以下の場合とする
 - (1) 活動の停止が妥当ではないと理事会で決議された場合
 - (2) 当該クラブ員および家族が、理事会において除名相当ではないと決議された場合
 - (3) 理事会で除名相当であると決議を受けた後、総会で除名議案が否決された場合
3. 除名対象となるクラブ員に対しては、総会において弁明の機会が与えられなければならない。

4. 総会は、1年以上クラブ費を滞納しているクラブ員を除籍することができる。

(情報の開示)

第21条

1. 理事会、指導部会、事務局及び各チームによって検討、決定された事項は全クラブ員に情報を開示しなければならない。
2. 理事会は法に定められた情報をチーム内外に開示しなければならない

(公告の方法)

第22条

情報の開示はクラブのホームページ (<http://www.k-wings.net/>) 上で行う

(内規の変更)

第23条

1. 本内規は、総会において総会参加者の過半数の賛成により改正することができる。

(慶弔規定)

第24条

1. 慶事

- (1) 選手本人の結婚に対しては結婚祝いとして金1万円を支払う
- (2) 選手本人あるいは配偶者の出産に対しては出産祝いとして金1万円を支払う
- (3) 選手以外のクラブ員(事務局員、指導部会員)の慶事については対象としない
- (4) 支払い申請は選手本人あるいは代理人より慶事発生1ヶ月以内に所属組織理事に対して行うものとし、申請期間を超えた場合、支払いは行わない

2. 弔事

- (1) クラブ員本人あるいは配偶者が死亡した場合、弔い金として金1万円を支払い、葬儀に関してはチーム名での献花(1万円相当)を行う
- (2) 選手の一親等の親族が死亡した場合、弔い金として金5,000円を支払い、葬儀に関してはチーム名での献花(1万円相当)を行う
- (3) 上記以外の弔事については対象としない
- (4) 支払い申請はクラブ員本人あるいは代理人より弔事発生1ヶ月以内に所属組織理事に対して行うものとし、申請期間を超えた場合、支払いは行わない。なお、葬儀に間に合わない場合には献花は行わない。

3. 傷病見舞い

- (1) クラブ員本人がクラブの活動中※に発生した事故により3日以上入院が必要となった場合、お見舞いとして金5,000円を支払う。
- (2) 上記以外の傷病見舞いについては対象としない
- (3) 支払い申請は選手本人あるいは代理人より事故発生1ヶ月以内に所属組織理事に対して行うものとし、申請期間を超えた場合、支払いは行わない

4. ウィングスのOBまたはOGの活躍へのお祝い金

- (1) ウィングスのOBまたはOGが全国大会や上位の地域大会(関東大会等)、及び日本代表選出にされた場合、以下の基準でお祝い金として支払う
 - ①. 日本代表A代表選出・・・一人1回のみ¥100,000(上限)
 - ②. 年齢別日本代表選出・・・一人1回のみ¥50,000
 - ③. 高校、中学校関東大会・・・チームへ¥30,000

④. 高校、中学校全国大会・・・個人へ¥10,000

※チーム内（現役）でのお祝いはなし

（個人情報保護）

第25条

1. クラブとして取得した個人情報については、当クラブの活動に関連した情報の伝達あるいは運営上必要となる利用以外の目的で使用してはならない。本条で定める利用には、OB会での利用を含む
2. 上記に反して個人情報を利用した場合、第19条除名・除籍の対象となる

（資産の構成）

第26条

定款に従う。

（資産の管理）

第27条

この法人の資産は理事会が管理する。但しクラブ所有の備品については以下の各号の扱いに従う

1. クラブが所有する備品のうち全チームで使用するもの（ゴール、テント、横断幕、ラインカー、用具倉庫、イベント用各種備品等）は備品係が管理し、利用については各チームが責任をもって利用記録、返却記録をつけるものとする。
2. クラブが所有する備品のうち各チームで使用するもの（学年バック、メディカルバッグ、ユニフォーム、ビブス、マーカーコーン、キーパー手袋、椅子、テーブル等）はチームあるいはチーム内の各カテゴリ（学年）単位で管理するものとし、カテゴリ（学年）単位で管理している備品は年度終了時には下位のカテゴリ（学年）に譲り渡すものとする
3. クラブ所有の備品は各チームあるいは個人の判断で処分してはならない。但しユニフォームを除く消耗品や破損し使用不可能になった備品については各チーム責任者の判断の上、備品係に報告することにより処分を可とする。
4. 全チームで使用する備品および使用できなくなったユニフォームについては理事会にて処分方法を決定する

（リスク管理）

第28条

1. クラブの活動中に発生しうるリスクに対する対応は別途細則に定める

（クラブの活動）

第29条

1. クラブの活動はクラブ員がクラブの活動に参加するため自宅を出た時点から自宅に帰宅した時点までを指す。
2. ただし、活動場所への往復において違う目的で経路を変更している場合は活動範囲内とはみなさない。

（解散）

第30条

定款に従う

（合併）

第31条

定款に従う

（細則）

第32条

1. 理事会は、本内規に付属する細則を定めることができる。

附則

1. 本内規は、平成21年3月25日より発効する
2. 本内規の改定は総会において承認されるものとする

改定履歴

版番号	改定日	改定内容	備考
1.0	2010/3/25	NPO 法人化に伴う規約の内規化。初版	
1.1	2013/4/6	第11条ジュニア女子チーム年齢制限変更。第23条4追加	
1.2	2014/4/5	第10条育成部会アドバイザーの設置を可能とする変更	
1.3	2015/4/4	個人情報保護において、OB会での利用を明示	
2.0	2016/4/2	育成部会を廃止し、事務局を新設することによる諸規定の整備 クラブ費の改定 日本サッカー協会でのチーム登録種別の変更に伴う変更（5種の廃止）	
2.1	2019/3/31	ジュニア男子チームからの役員を、高学年と低学年に変更	活動区分変更に伴うもの
2.2	2020/6/21	ジュニア男子チームからの役員を、高学年、中学年、低学年に変更	活動区分変更に伴うもの
2.3	2023/4/15	幼児のクラブ費の無料化 クラブ員において問題が発生した場合に、当該クラブ員の活動を暫定的に停止できるよう変更	